

全国における養育費支援の現状について

1 兵庫県明石市「明石市養育費立替パイロット事業」

(1) 概要

平成30年度より、全国初の取組として開始。明石市が業務委託した保証会社が、養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結する。初回の保証料は、市が負担する（上限5万円）。

養育費の不払いがあった場合は、同社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

なお、平成30年度は既に債務名義を取得しているグループ、これから新たに養育費の債務名義（公正証書を除く）を作成するグループの2つに分け、計18世帯を定員として実施。

- ① 保証期間 契約締結日から12か月分（13か月目以降は更新料の自己負担により継続可）
- ② 年間保証料 初回：養育費1か月分、更新：養育費0.5か月分（※更新は自己負担）
- ③ 保証内容 ひとり親家庭が受け取れなかった月の養育費を、保証会社が立て替えて支払う。
- ④ 予算額 900,000円

(2) その他

明石市には、弁護士資格を持つ職員がいるため、債務名義なしグループの申込者は、まず当該職員から公正証書の作成等に係る法定アドバイスを受け、計画等を立てている。

2 大阪市「養育費確保のトータルサポート事業」（うち、「養育費の保証促進補助金」）

(1) 概要

養育費確保のための周知事業から、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の補助まで、一貫してサポートを行う事業。

- ① 養育費に関するパンフレット等による周知
- ② 「ひとり親家庭サポーター事業」

ひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設。平成31年度より、公正役場等への同行支援を新規の業務として開始した。

③ 「離婚・養育費」に関する専門相談による法的支援

弁護士による無料相談を、月2回程度、すべての区役所にて実施。平日・土日は区役所により異なるため、必ずどこかの相談には参加できるようなシステムになっている。

④ 「公正証書等作成促進補助金」【平成31年度新規】

ひとり親家庭の母・父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書等作成にかかる本人負担費用等を補助する。

⑤ 「養育費の保証促進補助金」【平成31年度新規】

ひとり親家庭の母・父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助する。

ア 補助対象

ひとり親世帯が、（ひとり親世帯が自ら選んだ）保証会社と、養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

イ 補助額

月額養育費と5万円を比較して少ない方の額を選定